

石綿障害予防規則の改正について

石綿事前調査結果報告システムなど

厚生労働省 石川労働局健康安全課 地方労働衛生専門官 山口伸哉

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

石綿障害予防規則等の改正のポイント(令和2年7月公布)

改正前 改正後 ※下線部分が改正内容 レベル1 計 事前調査 石綿含有吹付け材 |画届 計 事前 ※調査方法を 負圧隔離 事前調查 負圧隔離 画届 レベル1 明確化 Ж 調査結果等 集じん・排気 作業計画 石綿含有吹付け材 集じん・排気 資格者による +·四日前 装置の初回時、 調査 装置の初回時 掲示 変更時点検 点検 調査結果の3 年保存、現場 2も計 温潤な状態に の報告が 作業開始前、 作業開始前の への備え付け する 中断時の負圧 負圧点検 作業計画 点検 画 作業届 マスク等着用 石綿含有保温材、 屇 作業状況等の 筡 耐火被覆材、断熱材 一定規模以 写真等による 隔離解除前の 作業主任者の 記録・3年保 石綿含有保温材、 取り残し確認 選仟 十四日前 工事開始前 存 耐火被覆材、断熱材 等 掲示 作業者に対す る特別教育 の 湿潤な状態に 工事. する 健康診断 マスク等着用 が対象 レベル3 けい酸カルシウム板 作業主任者の 1種※2 (破砕時) スレート、Pタイル、 隔離 選任 けい酸カルシウム板1種等 仕上げ塗材(電動工 ※負圧は不要 作業者に対す その他石綿含有建材 具での除去時) る特別教育 健康診断 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材

※1 解体部分の床面積が80m2以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

石綿障害予防規則の概要(改正後:建築物等の解体・改修作業)



建築物等の解体作業等における措置

発生源対策

- -湿潤化
- (13条)※1

○ばく露防止対策

- •呼吸用保護具
- •保護衣

(14条等)※1

○隔離

負圧あり:(6条)※1 負圧なし: (6条の2、6条の3) ※1

〇立入禁止

(7条)※1

一管理

- ・石綿作業主任者 (19条、20条)※1
- •特別教育 (27条)※1
- ・付着物の除去 (32条の2)※1
- ・飲食喫煙の禁止 (33条)※1 ※2
- 掲示

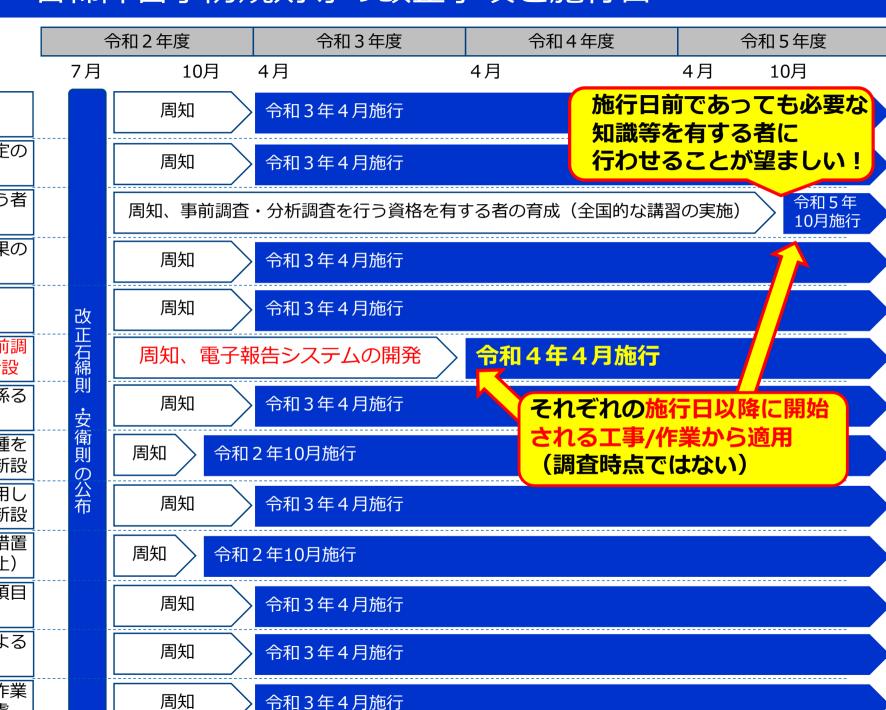
(34条)※1

- ・作業の記録 (35条、35条の2)※1、※2
- ・保護具等の管理

(46条)※1

健康診断 (40条) **※** 2

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日



事前調査方法の明確化

分析調査を不要とする規定の 吹付け材への適用

事前調査・分析調査を行う者 の要件新設

事前調査及び分析調査結果の 記録等

計画届の対象拡大

解体・改修工事に係る事前調 査結果等の報告制度の新設

負圧隔離を要する作業に係る 措置の強化

けい酸カルシウム板第1種を 切断等する場合の措置の新設

仕上塗材を電動工具を使用し て除去する場合の措置の新設

石綿含有成形品に対する措置の強化(切断等の原則禁止)

労働者ごとの作業の記録項目 の追加

作業実施状況の写真等による 記録の義務化

発注者による事前調査・作業 状況の記録に対する配慮

解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設(第4条の2)

■ <u>以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、事前調査の結果等を労働基準</u> <u>監督署に電子報告</u>しなければならないこととする。

<報告が必要な工事>

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m2以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上である建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上である特定の工作物の解体又は改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事(※令和4年1月13日厚生労働省令第3号により追加)

【ポイント・留意事項】

- ※報告が必要となる基準であって、事前調査そのものが必要となる基準ではないことに留意
- (例:床面積・請負金額にかかわらず、建築物の解体・改修工事は原則事前調査が必要 事前調査結果の報告対象とならない工作物も原則事前調査は必要)
- ※石綿がなしでも報告が必要。石綿全面禁止日(着工日等が平成18(2006)年9月1日)以降の 建築物・工作物・船舶であっても報告が必要。

(ただし、令和2年基発0804第8号記の第3の(1)ア③「事前調査の対象とならない作業」に基づき事前調査を行わなかったものについては報告不要)

- ※同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて報告する必要。
- ※法的に報告が必要となる項目は、石綿則第4条の2第2項のとおり。
- (①建築物・工作物・船舶のいずれの工事か、②新築工事の着工日が2006年9月1日以降か否か、
- ③事前調査者の資格要件の施行(2023年10月1日)の前後、④石綿の有無等によって報告項目が異なってくることに留意)

石綿障害予防規則の解説(令和2年10月28日 一部改正令和3年3月29日)

以下に掲げる作業は、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、石綿による健康障害を防止するという石綿障害予防規則の制定目的も踏まえて、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はないものであること。

ア 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

イ 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

ウ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

石川労働局管内における石綿関係の講習機関

石綿関係の講習等については、下表の講習機関において実施しております。

※令和4・5年の技能講習・特別教育等の実施計画は石川労働局HPを参照

区分	種別	講習機関名	住所・連絡先	予定
講習	●一般建築物石綿含 有建材調査者講習	公益社団法人石川県労働基準協会連合会	920-8203 石川県金沢市鞍月 2 – 2石川 県繊維会館 3 F (076-254-1265)	令和4年6月 令和4年11月 令和5年2月
	●一戸建て等石綿含 有建材調査者講習	建設業労働災害防止協会石川支部	921-8036 石川県金沢市弥生 2 – 1 – 23 石川県建設総合センター (076-244-7146)	令和4年6月 令和4年9月 令和4年11月 令和4年12月
技能講習	石綿作業主任者技能 講習	公益社団法人石川県労働基準協会連合会	920-8203 石川県金沢市鞍月 2 – 2石川 県繊維会館 3 F (076-254-1265)	令和4年10月
		建設業労働災害防止協会石川支部	921-8036 石川県金沢市弥生 2 – 1 – 23 石川県建設総合センター (076-244-7146)	令和4年4月 令和4年6月 令和4年7月 令和4年10月

				1. 11.1 19.1 7	AMAIA O IN M						
	元方事業者の情報		_								
	事業者の名称				事業者の代表者氏名	※システムでは裏面の代表者職氏名	順に転記されるため、任意で職名も求めている				
	担当者のメールアドレス		※任意			_	-				
		郵便番号									
	事業者の住所	都道府県・市区町村の	名等								
		住所 (続き)									
	工事現場の情報										
	労働保険番号	都道府県 一 所掌 一	- 管轄 - 基幹番号	1 -	枝番号			_			
		郵便番号						_			
	作業場所の住所	都道府県・市区町村の	名等								
元		住所(続き)									
元方事業	工事の名称										
者に	工事の概要										
関	建築物等の概要										
する事	建築物、工作物又は船舶の兼	所築工事の着工日 西	厝 年 月	日 構造	□ 木造 □ RC造 □	S造 □ その他 耐火	□ 耐火 □ 準耐火 □その他				
事項	延べ床面積	m²	階数 (地上階)	階建	階数 (地下階)	階建					
	ての他工作物・船舶	〕反応槽 🗆 加熱炉	□ ボイラー及び圧力容	器 □配管設備 □ 匆	売却設備 □ 煙突 □ 貯	議設備 □ 発電設備 □ 変電設	始 □ 配電設備				
	※複数選択可	送電設備 □トンネルの天井板 □ プラットホームの上家 □ 遮音壁 □ 軽量盛土保護パネル □ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 □ 船舶									
	解体工事を行う床面積の台	7-51	解体工事の場合、床面積が必須	解体工事又は改修	を工事の実施期間 西暦	年 月 日~西	曆 年 月 日				
	解体工事又は改修工事の記	青負金額・建築物の	改修工事の場合、請負金額が点	万円	石綿に関する作業の開始	時期 西暦 年	月頃				
	事前調査の終了年月日 西暦 年 月 日						·				
	事前調査を実施した者										
	氏名 ※解体工事又は改修工事の実施期 (元方事業者の労働者であるか否			3年10月1日以降の場合必須	講習実施機関の名称 ※解体工事又は改修工事の実施期間、又は報告日が2023年10月1日以降の場合必須 (元方事業者の労働者であるか否かを問わない)						
分析調査を実施した者											
	氏名 ※分析を実施した場合であっ 又は報告日が2023年10月1日		って、解体工事文は改修工事 日以降の場合に記載される	の実施期間、	禁分析を実施した場合であって、解体工事又は改修工事の実施期間、 又は報告目が2023年10月1日以降の場合に記載される						
	作業に係る石綿作業主任者	Ť									
	※石綿使用の有無で、1つ以上「有」又は「みなし」があれば、 元方・下請の最低1つ以上の欄に記入が必要										

	体色東楽者の博却		尹 門嗣且》	陌朱寺牧百						
	請負事業者の情報			車乗せる無対 E 日						
	事業者の名称			事業者の電話番号						
	労働保険番号		都道府県 一 所掌 一 管轄 一 基幹番号							
	□なし(又は不明) □	元方(元請)事業と同じ	← チェック又は番号の記載があること							
		郵便番号								
		都道府県・市区町村名等								
		住所 (続き)								
	事前調査を実施した者の氏名	※下請事業者の労働者が調 元方の欄に加えて該当する		事前調査を実施した者の講習実施機関の名称 ※下請事業者の労働者が調査者である場合には、 元方の機に加えて該当する下請事業者の欄にも記載						
	分析調査を実施した者の氏名	6		分析調査を実施した者の講習実施機関の名称						
	作業に係る石綿作業主任者の氏名 ※石綿使用の有無で、1つ以上「有」又は「みなし」があれば、元方・下請の最低1つ以上の欄に記入が必要									
	請負事業者の情報									
	事業者の名称			事業者の電話番号						
411.4	労働保険番号		都道府県 一 所掌 一 管轄 一 基幹番号							
負事	□なし(又は不明) □:	元方(元請)事業と同じ								
業者		郵便番号	i i i - i i i i							
に関		都道府県・市区町村名等								
する		住所 (続き)								
る事項	事前調査を実施した者の氏名	5	,	事前調査を実施した者の講習実施機関の名称						
5.2	分析調査を実施した者の氏名	4		分析調査を実施した者の講習実施機関の名称						
	作業に係る石綿作業主任者の氏名									
	請負事業者の情報									
	事業者の名称			事業者の電話番号						
	労働保険番号		都道府県 - 所掌 - 管轄 - 基幹番号	一 枝番号						
	口なし(又は不明) 口:	元方(元請)事業と同じ	1 1 1 1 1 1 1 1							
		郵便番号	-							
	事業者の住所	都道府県・市区町村名等								
		住所 (続き)								
	事前調査を実施した者の氏名	5		事前調査を実施した者の講習実施機関の名称						
	分析調査を実施した者の氏名	1		分析調査を実施した者の講習実施機関の名称						
	作業に係る石綿作業主	任者の氏名								

			綿使用の有	有無	石綿使用	なしと判断した	- 根拠		作業の種類			切断等の有無		/L-100 mls - Lib 199	
	作業対象の材料の種類	有	みなし	無	※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書(④を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日		除			作業時の措置 D負圧隔離 ②隔離(負圧なし) ③湿潤化 ④呼吸用保護具の使用					
事	吹付け材				①□	20 30	4 5] []					00 20 30	4 🗆
前調	保温材				①□	20 30	4 5] []					①□ ②□ ③□	4□
査の	煙突断熱材				①□	20 30	4 5] []					00 20 30	⊕□
結果	屋根用折版断熱材				①□	1\t:/ \t	4番類以上	の材料類	(米百)	-01/7	司卦が	i スァレ		00 20 30	4□
及び予定する石綿の	耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸 カルシウム板第2種を含む)				00	象材料がない場合には、その他の材料が選択されていることが必要。なお、作業対象ではない材料については入力・選択しない) ①□ ②□ ③□ ④□								4	
	仕上塗材				①□									4 \Box	
	スレート波板				①□									4□	
	スレートボード				①□									4 🗆	
除去	屋根用化粧スレート				①□								00 20 30	④ □	
等に	けい酸カルシウム板第1種				①□	・石綿使用が「有」「みなし」の場合、作業の種類(吹付け材~耐火被覆 材までに限る)、切断等の有無が必須						④□			
係る	押出成形セメント板				① [(※作業時の措置については、通常は何かしら選択されることが想定され						00 20 30	40	
措置	パルプセメント板				① [るが、いずれの措置にも該当しない場合があるので必ずしも必須ではない							00 20 30	4
の内	ビニル床タイル				①□	(この場合には法令違反がないかよく確認すること) ①□ ②□ ③□ ④□							4 □		
容	窯業系サイディング				①□									00 20 30	4□
	石膏ポード				①□									00 20 30	④□
	ロックウール吸音天井板				①□	20 30	40 50]						00 20 30	4□
	その他の材料				①□	20 30	40 50]			\			00 20 30	4 □

年 月 日 ※システムでは自動入力されるので、入力不要

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

※システムでは代表者氏名が自動転記されるので、入力不要

備考

- 1 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 2 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 3 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 4 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、难築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に敷去する工事をいうこと。
- 5 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 6 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 7 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未遺任の場合は、遺任予定者を記入すること。
- 8 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 9 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
- 10 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 11 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿(せん)孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 12 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

必須項目黄色セル:工作物の工事(新築工事の着工年月日が2006年8月31日以前の場合)

元方事業者の情報									
事業者の名称			事業者の代表者氏名	※システムでは裏面の代表者職氏名欄に転記されるため、任意で職名も求めている					
担当者のメールアドレス		※任意	事業者の電話番号						
	郵便番号								
事業者の住所	都道府県・市区町村名	3等							
	住所 (続き)								
工事現場の情報		*							
	都道府県 - 所掌 -	管轄 — 基幹番号	- 枝番号						
労働保険番号		-	-						
	郵便番号								
作業場所の住所	都道府県・市区町村名	名等							
	住所 (続き)								
工事の名称									
工事の概要 記載例: ○○○ (工作物名) の解体工事 (又は改修工事)									
建築物等の概要									
建築物、工作物又は船舶の新	築工事の着工日 西暦	暦 年 月 日 構i	造 二木造 二 RC造 二	S造 □ その他 耐火 □ 耐火 □ 準耐火 □ その他					
The columns of	m²	階数 (地上階) 階	建 階数 (地下階)	階建					
その他工作物・船舶	□ 反応槽 □ 加熱炉 [□ ボイラー及び圧力容器 □ 配管設備	□ 焼却 工作物を1個以上	表設備 □ 発電設備 □ 変電設備 □ 配電設備					
※複数選択可	送電設備 □トンネル	レの天井板 □ プラットホームの上家 □	」遮音壁	ル 🗆 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 🗆 船舶					
解体工事を行う床面積の合	計	m² 解体工事又(は改修工事の実施期間 西暦	年 月 日~西暦 年 月 日					
解体工事又は改修工事の請	有 負金額	億 万	円 石綿に関する作業の開始	時期 西暦 年 月頃					
事前調査の終了年月日	西暦 年	д н							
事前調査を実施した者	事前調査を実施した者								
氏名			講習実施機関の名称						
分析調査を実施した者									
氏名			講習実施機関の名称						
作業に係る石綿作業主任者				表面続き(請負事業者情報)、裏面					
氏名	※石綿使用の有無で、1つり 元方・下請の最低1つ以上の	以上「有」又は「みなし」があれば、 の欄に記入が必要							

元方事業者の情報					
事業者の名称	4		事業者の代表者氏名	※システムでは裏面の代表者職氏名欄に転記さ	れるため、任意で職名も求めている
担当者のメールアドレス		※任意	事業者の電話番号	-	-
	郵便番号				
事業者の住所	都道府県・市区町村名等				
	住所 (続き)				
工事現場の情報	-				
	都道府県 一 所掌 一 管章	審 一 基幹番号 —	枝番号		
労働保険番号					
	郵便番号				
作業場所の住所	都道府県・市区町村名等				
	住所 (続き)				
工事の名称					
工事の概要	記載例:船舶(総トン数)	○○トン)の解体工事 (又は改修工事)			
建築物等の概要					
建築物、工作物又は船舶の第	所築工事の着工日 西暦	年 月 日 構造	□ 木造 □ RC造 □ S	造 □ その他 耐火 □	計火 □ 準耐火 □その他
延べ床面積	m²	階数 (地上階) 階建	階数 (地下階)	階建	
その他工作物・船舶	〕 反応槽 □ 加熱炉 □ ポ	ドイラー及び圧力容器 □ 配管設備 □ 欠	焼却設備 □ 煙突 □ 貯繭	設備 □ 発電設備 □ 変電設備 □	配電設備
※複数選択可	〕送電設備 ロトンネルの天	三井板 □ プラットホームの上家 □ 遮	音壁 □ 軽量盛土保護パネ	レ □ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁	び天井板 ☑ 船舶
解体工事を行う床面積の含	計	m ² 解体工事又は改修	多工事の実施期間 西暦	年 月 日~西暦	年 月 日
解体工事又は改修工事の記	青負金額			ハて:法令上報告の必要はな	
事前調査の終了年月日	西暦 年 月	-		型メッセ−ジ「申請してよろしいで 00万円以上(税込)が報告の対象	
事前調査を実施した者		L	て差し支えない)		
氏名	※解体工事又は改修工事の実施第 (元方事業者の労働者であるかる	程体工事又は改修工事の実施期間、又は報告日が20 た方事業者の労働者であるか否かを問わない)	23年10月1日以降の場合必須		
分析調査を実施した者					
氏名	※分析を実施した場合であって、 又は報告日が2023年10月1日以降	解体工事又は改修工事の実施期間、 の場合に記載される		析を実施した場合であって、解体工事又は改修工 報告日が2023年10月1日以降の場合に記載される	
作業に係る石綿作業主任者	首			☑ 表面続き (請負事業者	情報)、裏面(事前調査
氏名	※石綿使用の有無で、1つ以上 元末・下練の最低1つ以上の舞り	「有」又は「みなし」があれば、			建築物の例と同様なの

新築工事の着工日が 2006年9月1日(石綿

	元方事業者の情報	全面禁止	日)以降の例							
	事業者の名称			事業者の代表者氏名	※システムでは裏面の代表者職氏名欄に	こ転記されるため、任意で職名も求めている				
	担当者のメールアドレス		※任意	事業者の電話番号	-	-				
		郵便番号								
	事業者の住所	都道府県・市区町村名等								
		住所 (続き)								
	工事現場の情報	•								
	労働保険番号	都道府県 一 所掌 一 管轄	都道府県 — 所掌 — 管轄 — 基幹番号 — 枝番号							
		郵便番号	_							
	作業場所の住所	都道府県・市区町村名等								
元		住所 (続き)								
方事業	工事の名称									
者に	工事の概要									
関	建築物等の概要									
9る事	建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日 西暦		年9月1日以降であること 構造	□ 木造 □ RC造 □ S	造□その他耐火	□ 耐火 □ 準耐火 □その他				
項	延べ床面積	m²	階数 (地上階) 階建	階数 (地下階)	階建					
	その他工作物・船舶 ※複数選択可] 反応槽 □ 加熱炉 □ ボ	イラー及び圧力容器 □ 配管設備 □	焼却設備 □ 煙突 □ 貯蔵	設備 □ 発電設備 □ 変電設備	前 □ 配電設備				
	☆慢級選択門] 送電設備 ロトンネルの天	井板 □ プラットホームの上家 □ 遮	音壁 □ 軽量盛土保護パネル	/ □ 鉄道の駅の地下式構造部分	分の壁及び天井板 □ 船舶				
	解体工事を行う床面積の名	計	1 1 1	多工事の実施期間 西暦	年 月 日~西暦	年 月 日				
	解体工事又は改修工事の記	背負金額	億	石綿に関する作業の開始時		月頃				
	事前調査の終了年月日	西暦 年 月	E .		望物の解体工事の場合 受物の改修工事、工作	、床面槓か必須 物の解体又は改修工事(の場合、請:	負金額が必須		
	事前調査を実施した者	T				が、 <u>システム上で</u>				
	氏名					<u> を入力</u> (注意喚起メッセ-ジ 、・改修工事の場合は請負金額				
	分析調査を実施した者 氏名					で、そのまま報告して差し支え				
	作業に係る石綿作業主任者	Ť			要・・・石線作業	ぐに係る請負業者は存在	しないけず			
	氏名					ではない(石綿則第4条		(柱書き) 13		

報告にあたっての留意事項



・必須マークは、いかなる工事でも入力が必須の項目のみに付しています。

(空欄の場合は原則として報告が受け付けられません)

・工事内容に応じ、必須マークが付いていない項目であっても法令上必要な場合があります。

報告が受け付けられたことをもって、当該報告が適法であることを保証するものではありません。(報告前の最終確認画面で、注意喚起メッセージ等を出す仕組みとしていますが、必ずしも全ての法令事項を網羅しているものではありません。また、適法な内容であっても注意喚起メッセージが表示される場合もあります。)
→入力にあたっては、法令を確認するとともに、各項目の説明や記入例を確認の上、事業

・申請区分は、特段の理由がなければ労働安全衛生法、大気汚染防止法の両方が図されたまま進めてください(船舶に係る工事のみ、大気汚染防止法の図を外してください)

者の方の責任のもと報告を行ってください。

報告にあたっての留意事項(項目ごとの入力時の注意点)



【住所】

郵便番号が必須であり、郵便番号から住所 が自動入力されるので、郵便番号から入力す ることをお勧めします。

(郵便番号は半角数字の入力ですが)住所そのものを入力する欄は、数字等を含めて全角で入力する必要があります。

(例:「1-23-44F」 → ○ 「1-23-44F」 → × 申請しようとし

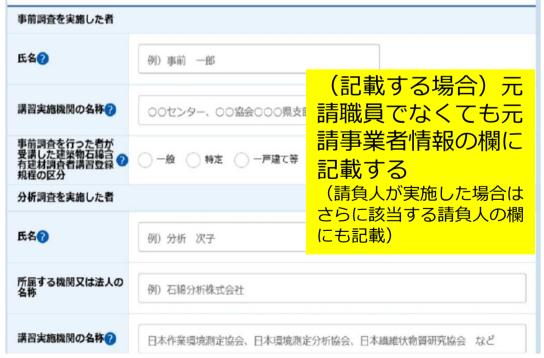
てもエラーが出て修正を求められます)

※ほか、工事の名称、工事の概要、氏名、自由記述欄等の文章を入力する箇所について同様

報告にあたっての留意事項(項目ごとの入力時の注意点)



元方(元請)事業者の調査、分析を実施した者



【新築工事の着工日】

解体又は改修等の対象となる建築物等が建築・ 製造等された時の着工日を記入してください。 (竣工日ではありません)

輸入した船舶については輸入日を記入ください。 不明な場合は「不明」をチェック

カレンダーで日付を選択できますが、

「1980/01/01」のように半角数字で直接入力することも可能です。

(カレンダーが表示されない年月日も直接入力することが可能。他のカレンダー機能についても同様)

【事前調査を実施した者】

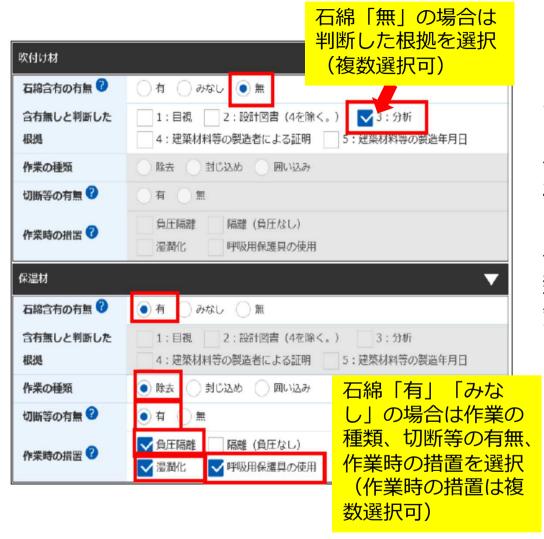
新築工事の着工日が2006年8月31日以前で、かつ解体・改修工事の開始日が2023年10月1日以降の場合に入力が必要。

事前調査を実施した者が元請職員でない場合 (外注した場合、請負事業者が実施した場合を含む) も、元請事業者情報の欄に記載してください。

※分析調査を実施した者も同様

一方、作業主任者は、該当する事業者の欄に記載(元請に作業主任者の記載がない場合もあり得る)

報告にあたっての留意事項(項目ごとの入力時の注意点)



【事前調査結果】

工事の対象となる建材のみを入力します。 (「無」とは、工事対象となる建材はあるが、石綿が「無い」ことを意味します。)

石綿が「無」の場合は、含有無しと判断した根拠を選択します。

石綿が「有」「みなし」の場合は、作業の種類(レベル1,2建材に限る)、切断等※の有無、作業時の措置をそれぞれ選択します。
※切断等とは、切断、破砕、穿孔(穴開け)、研磨等をいいます

(「有」「みなし」「無」を入力することに よって入力不要となる項目がグレーアウトし ます)

注意を要する報告内容

【吹付・保温材等がある場合で、負圧隔離を行わないことが合法的な場合の例】

囲い込み作業で石綿等の切断等を伴わない場合、負圧隔離が選択されていなくても合法



保温材等について、石綿非含有部分で切断することにより除去を行う場合、負圧隔離が選択されていなくても合法



グローブバックの場合、負圧隔離が選択されていなくても合法(下記は湿潤化、呼吸用保護具の着用がある場合の例)

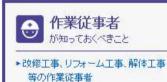


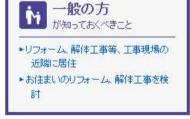
石綿総合情報ポータルサイト (TOP)

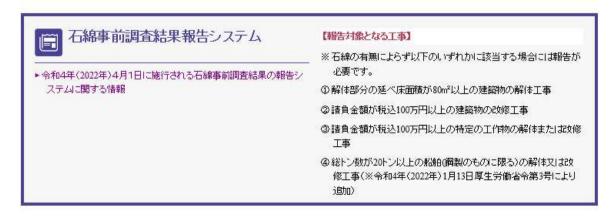




▶解体業者







石綿総合情報ポータルサイト(リンク・資料)



: 行政機関のリンク先一覧

- 厚生労働省「アスペスト(石綿)情報」
- 厚生労働省「労災補償」
- 環境省「石綿(アスペスト)問題への取組」
- 経済産業省「石綿(アスペスト)を含有する家庭用品の実態把握調査」
- 首相官邸「アスペスト問題」
- 文部科学省「アスペスト対策への取組」
- 国土交通省「アスペスト問題への対応」
- 総務省「アスベスト問題への対応について」
- 防衛省・自衛隊「石綿(アスペスト問題)への取組」
- 外務省「石綿の使用における安全に関する条約(第162号)」
- 中央労働災害防止協会
- 建設業労働災害防止協会
- 独立行政法人 環境再生保全機構
- 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

1. 石綿関連法令・関連情報データ等

- □アスペスト(石綿)情報[厚労省]
- ► 石綿関連法令〔厚労省〕
- 石綿関連資料・データ集[厚労省]
- ► 石綿含有廃棄物処理マニュアル〔環境省〕
- 建築物の解体等に係る石綿ばく露飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(環境省)
- ▶ 石線則の改正概要(PDF)
- ・改正後の石綿則の各条文および解説(PDF)
- ▶ 改正大気汚染防止法について(環境省)
- ► 石綿則と大気汚染防止法の規制内容の対比について(PDF)
- ▶廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃棄物処理法)について(環境省)

2. リーフレット・動画等

■ポスター【B2サイズ】

- ▶石線対策は、"みなさま"にかかわる問題です。(今和2年(2020年)度版)
- ▶その工事、「石綿」が含まれていませんか?(令和3年(2021年)度版)

■リーフレット【A4サイズ】

- ► 石綿対策は、"みなさま"にかかわる問題です。(今和2年(2020年)度版)
- ▶事前調査結果の報告が施工業者(元請事業者)の義務になります!(令和3年(2021年)度版)

■カード

- ►石綿ばく露防止のためのチェックリスト。(令和2年(2020年)度版)
- ▶改正石線則リーフレット・発注者向す。
- ▶改正石綿則リーフレット・解体・改修工事の受注者・実施者向け
- ▶ 建築物の石綿(アスベスト)対策のポイント[労働者向けパンフレット]
- ▶ 建築物の石綿(アスペスト)対策のポイント[労働者向け動画]
- ※ 建築物の石線(アスペスト)対策のポイント(労働者向けバンフレット・動画)につきましては、「外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業 (建設業)」において作成した「左官業務及び内装仕上げ業務」安全衛生のポイントを掲載しております。石線についても解説していますので、ご覧下さい。

3. 事前調査関連

- ▶ 石線事前調査結果の報告システムについて
- ▶計画届
- ▶計画届の様式
- ▶事前調査結果等報告書の様式

4. 建築物石綿含有建材調査者講習関連

- ▶ 建築物石綿含有建材調査者講習
- ▶ 建築物石綿含有建材調査者講習の制度概要

5. アスベスト(石綿)とは?ほか

- ▶アスペスト(石綿)とは?〔環境再生保全機構〕
- ▶目で見るアスペスト建材第2版(国交省)
- ▶ アスペスト対策Q& A[国交省]

YouTubeでの動画説明(石綿事前調査結果報告システム)

https://www.youtube.com/watch?v=x4jGNLucbSY

4種類あります!

石綿事前調査結果報告システム 利用手順のご説明

◀ ご説明動画(1/4)

◆システムへのログイン、①元方(元請)事業者の入力

6:40

建築物等の解体・改修工事

2022年4月1日着工の工事から適用

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります。

2022 年 4 月 1 日以降に着工する解体・改修工事で行われる石綿の事前 調査結果は、労働基準監督署および自治体に報告しなければなりません。 石綿事前調査結果報告システムを利用すれば、1 回の操作で労働基準監督 署と自治体に同時に報告ができます。

石綿事前調査結果報告システムとは?

- ⋈ いつでも報告できます!
 - パソコン、タブレット、スマートフォンから、行政機関の開庁日や 開庁時間にかかわらず、いつでも報告できます。
- 対 まとめて報告できます!
 - ・1回の操作で労働基準監督署と自治体に同時に報告ができます。
 - ・提出先が異なる複数の現場の報告も、まとめて行うことができます。 複数現場の一括報告は、「G ビズ ID プライム」を取得した場合に利用可能です。
- 対 報告データを活用できます!
 - ・報告した内容はシステムに保存され、いつでも見ることができます。
 - ・エクセルなどの電子データに出力したり、ご自身のプリンタ等で報告様式を印刷して保存することもできます。
 - ・一度報告した内容を参照して、次回の報告を行うことができます。



システムによる報告受付を 3月18日(金)

から開始します

報告システムはこちらから!

石綿システム

検索

システムの利用には「GビズID」が必要です。報告受付開始前の取得をお勧めします。詳しくは石綿事前調査結果報告システムから。

報告対象となる工事 石綿の有無によらず、報告が必要です。 報告 対象となる工事 個人宅のリフォームや解体工事、配管・電気空間などの各種設備工事や修繕も対象です。

- ・解体部分の延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・請負金額(材工代含む)が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- 請負金額(材工代含む)が税込100万円以上の特定の工作物の解 体または改修工事
- 総トン数20トン以上の鋼製の船舶の解体または改修工事 (船舶の報告は、労働基準監督署のみ必要となります。)